

公 募 説 明 書

下記に記載する内容及び条件において、当該業務等が実施可能であり、かつ、入札または企画競争を実施した場合、参加意思を有する者の有無を調査するため参加者確認公募に付す。

記

1. 参加者確認公募に付する事項

- (1) 公 募 件 名：「液体窒素売買単価契約」
- (2) 趣旨及び概要：仕様書による。
- (3) 数 量：一式
- (4) 納 期：2025年 4月 1日 から 2026年 3月31日
- (5) 納 入 場 所：茨城県那珂郡東海村白方字白根2-53
公益財団法人核物質管理センター 東海保障措置センター内指定場所

2. 必要書類等の提出場所等

- (1) 契約事項を示す場所及び提出場所等
郵便番号：110-0015
所在地：東京都台東区東上野一丁目28番9号 キクヤビル3階
機 関 名：公益財団法人核物質管理センター
担 当 部 署：総務部 契約課
フリガナ：ホソヌマ ナオ
担当者名：細沼 那緒
電話番号：03-5816-7765
F A X：03-3834-5265
M a i l：keiyaku-info@jnmcc.or.jp
- (2) 参加意志確認書の提出期限
2025年 2月25日(火) 午後4時まで
公益財団法人核物質管理センター 東京本部 総務部 契約課 必着(電子メール可)
なお、参加意思確認書を郵送する場合、書留郵便若しくは配達記録が残るようにすること。
- (3) 提出書類(電子メール可)
・資格審査結果通知書(全省庁統一資格)等の写し(「3.(2)」参照) 1部

3. 参加者確認公募に参加する者に必要な資格

- (1) 次の①～⑤に該当する者は公募に参加することができない。
 - ①成年被後見人
 - ②未成年者、被保佐人及び被補助人(契約締結のための必要な同意を得ている場合は除く。)
 - ③破産者で復権を得ない者
 - ④競争に参加することを妨げ、又は契約の締結もしくは履行を妨げ、公序良俗に違反した者であって、その事実があった後2年を経過しない者(代理人、支配人、その他のとして使用する者についても、同様とする。)
 - ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員もしくはこれらと関係する者
- (2) 2024年度 国・地方公共団体等における競争参加資格(東北、関東・甲信越)の「物品の製造」または「物品の販売」の資格を有すると認められた者

4. 参加意思確認公募の手続き

参加意思確認書を提出した者に対して審査を行い、審査結果を通知する。
審査の結果、公募要件を満たす者が2者以上いる場合は、指名競争入札、複数者による見積合わせ又は企画競争を行う。
応募者がいない場合は、特定の者と随意契約の手続きを行う。

2025年 2月 5日

公益財団法人核物質管理センター
総務部長 猪 狩 和

提出方法 ⇒ 電子メール、郵送、持参
(いずれか)

押印の省略 ⇒ 可

公益財団法人核物質管理センター
総務部長 猪狩 和 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

参加意思確認書

2025年2月5日付で公示の下記の業務等について参加意思がありますので、
参加意思確認書を提出します。

なお、本確認書に記載されている内容及び添付書類の内容については、事実と
相違ないことを誓約します。

記

1. 業務等の名称 「液体窒素売買単価契約」
2. 添付資料（公募説明書において提出を求めた書類）
 - (1) 国・地方公共団体等における競争参加資格(東北、関東・甲信越)を証する書類
 - (2) 本業務等の遂行に必要な資格及び実績を証する書類
 - (3) その他必要な書類

所 属
役 職 名
氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号
電 子 メ ー ル

液体窒素売買単価契約
仕様書

2025年度

公益財団法人 核物質管理センター

目 次

1.	件名	1
2.	目的	1
3.	契約範囲	1
4.	製品仕様	1
5.	実施期間及び実施時間	1
6.	納入場所	1
7.	支給品及び貸与品	1
8.	作業に必要な資格等	1
9.	提出書類	2
10.	検収条件	2
11.	契約不適合責任	2
12.	安全管理	2
13.	適用法規・規程等	2
14.	特記事項	2

1. 件名

液体窒素売買単価契約

2. 目的

本仕様書は、公益財団法人核物質管理センター(以下「センター」という。) 東海保障措置センター(以下「東海センター」という。) 検査分析部東海検査課(以下「東海検査課」という。)において保障措置検査で使用するゲルマニウム検出器の冷却用液体窒素の売買単価契約について定めたものである。

3. 契約範囲

液体窒素の納入

4. 製品仕様

液体窒素

純度：99.99%以上

5. 実施期間及び実施時間

(1) 実施期間

2025年4月1日から2026年3月31日まで。

ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)、その他東海センターが指定する日を除く。

(2) 実施時間

原則として9:00から16:00の時間帯に実施する。

6. 納入場所

茨城県那珂郡東海村白方字白根2番地の53

東海センター内指定場所

7. 支給品及び貸与品

無し

8. 作業に必要な資格等

受注者は、高圧ガス販売主任者(第一種)を選任していること。

9. 提出書類

書類名	提出期日	部数
高圧ガス販売主任者（第一種）免状（写）	契約締結後及び変更の都度	1
納品書	納入の都度	1

（提出場所）東海検査課

10. 検収条件

「6. 納入場所」にて、東海検査課が納入の都度発行する「納入指示書」に記載する指定量を充填したことを目視によって確認するとともに、「納品書」の受け取りをもって検収とする。

11. 契約不適合責任

- （1）受注者は、納入物品に仕様書や契約内容等との不一致（以下「契約不適合」という。）が発見されたときは、センターの当該契約不適合にかかる請求に基づき、受注者の負担においてセンターが定めた期限までに、当該物品に係る修理、取り替え、代替物若しくは不足分の引き渡しその他必要な措置を執らなければならない。
- （2）（1）の請求は、センターが当該契約不適合を知った時から1年以内に不適合の内容を受注者に通知する。ただし、当該契約不適合を知った時から5年を経過した場合もしくは検収後10年を超えて発見された契約不適合は除く。

12. 安全管理

納入に伴う安全管理は、法令に従い受注者の責任において行うこと。

13. 適用法規・規程等

- （1）高圧ガス保安法
- （2）一般高圧ガス保安規則

14. 特記事項

- （1）受注者は、本仕様書に記載のない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、速やかにセンターと協議し、その決定に従うものとする。
- （2）受注者は、作業を実施することにより取得した情報を東海センターの施設外に持ち出して公開することはできない。また、特定の第三者に対価を受け、又は無償で提供することはできない。
- （3）受注者は、東海センター内で異常事態等が発生した場合には、作業を止め東海センターの指示に従い行動すること。
- （4）受注者は、指定場所以外の区域への立入り等の単独での行動は禁止する。
- （5）東海センター内全域において写真撮影は原則禁止とする。なお、写真撮影が必要な場合は東海検査課と調整し、その決定に従うものとする。

以上